

情 個 審 第 6 0 号  
令和 3 年 1 月 1 9 日

山中 理司 様

情報公開・個人情報保護審査会



答申書の写しの送付について

下記の事件については、令和 3 年 1 月 1 9 日に答申をしたので、情報公開・個人情報保護審査会設置法第 16 条の規定に基づき、答申書の写しを送付します。

記

諮詢番号：令和 2 年（行情）諮詢第 362 号

事 件 名：特定地域滞在歴がある外国人等が行うおそれがあると認めるに足  
りる相当の理由があると認定された日本国の利益又は公安を害す  
る行為として想定される行為の内容が書いてある文書の不開示決  
定（不存在）に関する件

(公印省略)

情 個 審 第 5 9 号  
令 和 3 年 1 月 1 9 日

出入国在留管理庁長官 殿

情報公開・個人情報保護審査会

答申書の交付について

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第19条第1項の規定に基づく下記の諮問について、別添のとおり、答申書を交付します（令和2年度（行情）答申第442号）。

記

諮問番号：令和2年（行情）諮問第362号

事 件 名：特定地域滞在歴がある外国人等が行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由があると認定された日本国の利益又は公安を害する行為として想定される行為の内容が書いてある文書の不開示決定（不存在）に関する件

諮詢庁：出入国在留管理庁長官

諮詢日：令和2年7月7日（令和2年（行情）諮詢第362号）

答申日：令和3年1月19日（令和2年度（行情）答申第442号）

事件名：特定地域滞在歴がある外国人等が行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由があると認定された日本国の利益又は公安を害する行為として想定される行為の内容が書いてある文書の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「令和2年1月31日、本邦への上陸の申請日前14日以内に特定国特定地域における滞在歴がある外国人及び同地域において発行された同国旅券を所持する外国人が行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由があると法務大臣によって認定された、日本国の利益又は公安を害する行為として想定されている行為の内容が書いてある文書（法務省HPに掲載されている文書は除く。）」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和2年5月29日付け入管庁総第910号により出入国在留管理庁長官（以下「処分庁」又は「諮詢庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）を取り消すとの決定を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

（1）谷垣禎一法務大臣は、平成26年6月10日の参議院法務委員会において以下の答弁をしている。

入管法5条1項14号、これは、日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足る理由がある場合、入国を拒否することができるとなっております。

ただ、この判断は個別の事案ごとになされるべきものと解されますし、当然のことながら、そうなると、対象となる外国人の属性であるとか、あるいは過去の入国履歴、それから活動状況、それから今度の入国に至るいろんな経緯、こういった諸事情を総合考慮して個別に判断するとい

うことになると思います。どこそこの団体に属しているからということで一律に公安を害する行為を行うおそれがあると判断することは、必ずしも当を得ない場合が多いのではないかと思っております。

(2) 上記（1）の法務大臣の答弁からすれば、新型コロナウイルス感染症対策としての入管法5条1項14号に基づく上陸拒否についても、対象となる外国人の属性、過去の入国履歴、活動状況、入国に至るいろんな経緯といった諸事情を総合考慮して個別に判断する前提として、本件対象文書が作成されているはずである。

それにもかかわらず、法務省HPを見ても本件対象文書に該当するような文書は見当たらない。

(3) したがって、本件対象文書は存在するといえる。

### 第3 質問庁の説明の要旨

#### 1 本件経緯

審査請求人は、令和2年3月6日（法務省からの転送を受け同年3月30日受付），処分庁に対し、法の規定に基づき、請求する対象を本件対象文書とする行政文書開示請求を行った。

当該開示請求に対し、処分庁は、対象文書となる文書を保有していないことから、不保有を理由に原処分をした。

本件は、この原処分について、令和2年6月5日、処分庁に対して審査請求がなされたものである。

#### 2 質問庁の考え方

(1) 新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）5条1項14号の取扱いについて

##### ア 概要

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、無症状であっても、検査の結果、ウイルスへの感染が確認された者もいる中、我が国への流入を阻止するためには、包括的かつ機動的な水際対策を講じることが不可欠である。法務省においては、令和2年1月31日の閣議了解を経て、特定国特定地域における滞在歴がある外国人及び同地域において発行された同国旅券を所持する外国人について、特段の事情がない限り、入管法5条1項14号に該当する外国人であるとして、上陸拒否の措置を講じることとしており、その後も、累次の閣議了解及び政府対策本部における報告・公表を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染が深刻な地域における滞在歴等がある外国人について、入管法5条1項14号に基づき、上陸拒否の措置を講じることとしている。

##### イ 現在の具体的な運用状況

上記のとおり、今般の上陸拒否の措置については、新型コロナウイ

ルスの感染者の特徴を踏まえて、感染の拡大を阻止するために、特定の地域に滞在歴のある外国人等について、包括的に上陸拒否の措置をとることとしたものであり、法務大臣が特定の行為について、日本国の利益又は公安を害するおそれがあるものとして認定するものではない。

(2) 本件開示請求に対し、処分庁において対象文書の探索を行ったものの、開示請求者が請求する「外国人が行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由があると法務大臣によって認定された、日本国の利益又は公安を害する行為として想定されている行為の内容が書いてある文書」に該当する文書は発見されなかった。

### 3 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないことから、原処分を維持し、審査請求を棄却することが相当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮詢事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |             |               |
|-------------|---------------|
| ① 令和2年7月7日  | 諮詢の受理         |
| ② 同日        | 諮詢庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年12月15日  | 審議            |
| ④ 令和3年1月15日 | 審議            |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書を含む複数の文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象文書を作成又は取得しておらず保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮詢庁は原処分を維持するのが相当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

### 2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 謀問庁の説明は、上記第3の2のとおりである。
- (2) 審査請求人は、審査請求書（上記第2の2）において、法務大臣の答弁からすれば、新型コロナウイルス感染症対策としての入管法5条1項14号に基づく上陸拒否についても、対象となる外国人の属性、過去の入国履歴、活動状況、入国に至るいろんな経緯といった諸事情を総合考慮して個別に判断する前提として、本件対象文書が作成されているはずであると主張する。
- (3) 上記第3の2(1)ア掲記の「令和2年1月31日 閣議了解」について、当審査会事務局職員をして出入国在留管理庁のウェブサイトで公表されている当該閣議了解を確認させたところによれば、特定国特定地

域における滞在歴がある外国人及び同地域において発行された同国旅券を所持する外国人については、特段の事情がない限り、入管法5条1項14号に該当する外国人であるとして、上陸拒否の措置を講じることとしている旨の上記第3の2（1）アの諮問庁の説明に符合する内容であることが認められる。

これに加え、諮問庁の上記第3の2（1）の説明に特段不自然、不合理な点は認められず、審査請求人において、これを覆すに足りる具体的な根拠等を主張していないことをも併せ考えると、諮問庁の上記説明は否定し難い。

（4）本件対象文書の探索の範囲等について、当審査会事務局職員をして更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、次のとおり、補足して説明する。

上記第3の2（2）のとおり、本件開示請求に対し、文書の探索を行ったものの発見されず、本件審査請求を受けて、念のため、再度本件開示請求の際と同様、本件対象文書の探索を行った。その範囲等は、行政文書ファイルが保存されている執務室内及び書庫並びにサーバ上に保存された各審査部門で使用する共用フォルダ内の情報であり、本件対象文書の存在を確認することはできなかった。

諮問庁の上記探索の範囲等について、特段の問題があるとは認められない。

（5）以上によれば、出入国在留管理庁において本件対象文書を保有しているとは認められない。

### 3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、出入国在留管理庁において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第1部会）

委員 小泉博嗣、委員 池田陽子、委員 木村琢磨